

2020年1月17日

杉並警察署長 様

通知人 A 氏 弁護士
弁護士 B

申 入 れ 書

冠省、被疑者 A 氏の弁護士として申し入れます。

12月20日付申入れ書及び同月26日付申入れ書について、未だに何らのご回答もいただいております。何罪が成立しているか未だにご説明いただいておりますが、刑事事件としての処理は終了していると判断してよいでしょうか。

S 巡査長が「これを車の中に持っていては駄目なんですよ」と言っただけで、罪名を示さず、被疑者のマグライトを取り上げたことは、適正な警察活動とは言えません。被疑者から取り上げたマグライトを速やかに返還してください。

被疑者に対する捜査を終結するのであれば、被疑者側としては、マグライトを返還していただければ、今後、訴訟を起こす等のことはいたしません。

ご回答乃至ご連絡は、当職宛てにお願いします。

以上